

法令および定款に基づく インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)

株式会社アドバンスクリエイト

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 株式会社保険市場
Advance Create Reinsurance Incorporated

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 なし

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社または関連会社数 なし

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社または関連会社数 なし

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更 なし

② 持分法の適用範囲の変更 なし

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちAdvance Create Reinsurance Incorporatedの事業年度末日は6月30日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、他の連結子会社の事業年度末日は連結会計年度末日と一致しております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券 時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下の
(リース資産を除く) とおりであります。

建物 6年～18年

工具器具備品 3年～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) のれんについては10年の期間で償却を行っております。なお、金額の僅少なものについては、その連結会計年度の費用として処理しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 代理店手数料戻入

引当金……………保険契約の解約に伴い発生する代理店手数料の戻入に備えるため、翌連結会計年度以降の代理店手数料戻入見込額を計上しております。

(4) 繰延資産の償却方法

社債発行費……………社債発行期間にわたって定額償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社では、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結財務諸表への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「未収入金」は23,663千円であります。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は394千円であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は898,215千円であります。

(2) 当社は、平成23年6月29日付で、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社より、82,824千円の委託料請求および遅延損害金訴訟を提起されました。当該訴訟の内容は、当社が同社に委託したシステム開発業務に関して、費用の支払を要求するものであります。

当社といたしましては、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が開発したソフトウェアは当該契約に基づいて合意された内容のものとなっておらず、債務不履行の状態にあり、当社が支払責任を負う理由はなく、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の請求は根拠のないものと認識しておりました。

当社は、弁護士と相談のうえで、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対して、既払開発委託料の返還および損害賠償を求める反訴を提起しておりましたが、平成27年3月18日に大阪地方裁判所より82,824千円およびこれに対する損害遅延金（平成23年4月27日から支払済みまで年6分の割合による金員）の支払を命じる判決を受けました。

当社は、当該判決を不服として平成27年3月31日に大阪高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成27年7月7日に同裁判所より和解勧告がなされ、平成27年9月11日付で和解いたしました。これを受け、和解に係る支払97,000千円およびその他関連費用8,384千円の合計105,384千円を特別損失として計上しております。

(3) 保証債務

ESOP信託の導入に伴い従業員持株会支援信託における金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

従業員持株会支援信託口（株式会社アドバンスクリエイト） 18,150千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 10,999,100株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

・平成26年11月11日開催取締役会決議による配当に関する事項

イ 配当金の総額 209,602千円

ロ 1株当たり配当金額 20円

ハ 基準日 平成26年9月30日

ニ 効力発生日 平成26年12月22日

・平成27年5月12日開催取締役会決議による配当に関する事項

イ 配当金の総額 219,602千円

ロ 1株当たり配当金額 20円

ハ 基準日 平成27年3月31日

ニ 効力発生日 平成27年6月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

・平成27年11月11日開催取締役会決議による配当に関する事項

イ 配当金の総額 247,050千円

ロ 1株当たり配当金額 22円50銭

ハ 基準日 平成27年9月30日

ニ 効力発生日 平成27年12月21日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画および設備投資計画等に基づき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスクならびに管理体制

金融資産の主なものとして、現金及び預金、売掛金、未収入金、投資有価証券、差入保証金があります。

預金については主に普通預金および当座預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクおよび投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握および財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、賃貸契約満了時に一括して返還されるものであります。

金融負債の主なものとして、社債、リース債務、未払金があります。

社債は、主に運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務であります未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,667,529千円	1,667,529千円	－千円
(2) 売掛金	1,494,704	1,494,704	－
(3) 未収入金	545,843	545,843	－
(4) 投資有価証券	329,361	329,361	－
(5) 差入保証金	392,403	389,880	△2,522
資産計	4,429,842	4,427,319	△2,522
(6) 社債（一年内償還予定含む）	300,000	300,009	9
(7) リース債務（一年内返済予定含む）	462,684	468,483	5,798
(8) 未払金	503,919	503,919	－
負債計	1,266,604	1,272,412	5,808

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の時価によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、返還予定額を国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(6) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース契約を締結した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金の一部（連結貸借対照表計上額190,313千円）については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上記の表には含めておりません。

また、投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額0千円）についても、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	437円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	59円04銭

10. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式給付信託（J-ESOP）の導入について

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 本信託の概要

- | | |
|--------|--|
| ①信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| ⑥信託契約日 | 平成27年11月19日 |
| ⑦信託設定日 | 平成27年11月19日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年11月19日から信託が終了するまで
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |

(3) 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|---------|--------------------------|
| ①当初信託金額 | 303百万円 |
| ②取得期間 | 平成27年11月20日から平成27年11月26日 |
| ③取得方法 | 取引所市場（ToSTNeT）より取得 |

2. 自己株式の取得について

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 40,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合
0.36%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 50百万円（上限） |
| ④取得期間 | 平成27年11月27日から平成28年3月31日 |
| ⑤取得方法 | 東京証券取引所における市場買付による |
| ⑥買付方法 | 信託銀行に委託して買付 |

11. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」(以下、「ESOP信託」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

ESOP信託は、信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社株式に関する事項

①信託における帳簿価額は前連結会計年度75,623千円、当連結会計年度51,000千円であります。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しておりません。

②期末株式数は前連結会計年度86,300株、当連結会計年度58,200株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度101,464株、当連結会計年度69,952株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券 時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。なお、耐用年数は以下の（リース資産を除く）とおりであります。

建 物 6年～18年

工具器具備品 3年～15年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）のれんについては10年の期間で償却を行っております。なお、金額の僅少なものについては、その事業年度の費用として処理しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の償却方法

社債発行費……………社債発行期間にわたって定額償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 代理店手数料戻入引当金……………保険契約の解約に伴い発生する代理店手数料の戻入に備えるため、翌事業年度以降の代理店手数料戻入見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する事項

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による財務諸表への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲げすることとしました。なお、前事業年度の「未収入金」は8,130千円であります。

(2) 損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりましたが「受取保証料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取保証料」は2,230千円であります。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりましたが「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「支払手数料」は394千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は898,215千円であります。

(2) 当社は、平成23年6月29日付で、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社より、82,824千円の委託料請求および遅延損害金訴訟を提起されました。当該訴訟の内容は、当社が同社に委託したシステム開発業務に関して、費用の支払を要求するものであります。

当社といたしましては、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が開発したソフトウェアは当該契約に基づいて合意された内容のものとなっておらず、債務不履行の状態にあり、当社が支払責任を負う理由はなく、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の請求は根拠のないものと認識しておりました。

当社は、弁護士と相談のうえで、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対して、既払開発委託料の返還および損害賠償を求める反訴を提起しておりましたが、平成27年3月18日に大阪地方裁判所より82,824千円およびこれに対する損害遅延金（平成23年4月27日から支払済みまで年6分の割合による金員）の支払を命じる判決を受けました。

当社は、当該判決を不服として平成27年3月31日に大阪高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成27年7月7日に同裁判所より和解勧告がなされ、平成27年9月11日付で和解いたしました。これを受け、和解に係る支払97,000千円およびその他関連費用8,384千円の合計105,384千円を特別損失として計上しております。

(3) 保証債務

ESOP信託の導入に伴い従業員持株会支援信託における金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

従業員持株会支援信託口（株式会社アドバンスクリエイト） 18,150千円

この他に下記の子会社の信用状開設に伴う保証を行っております。

Advance Create Reinsurance Incorporated 552,000千円（極度額）

(4) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 62,502千円

短期金銭債務 1,719千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

営業収益 253,258千円

営業費用 11,624千円

営業取引以外の取引高

営業外収益 5,022千円

営業外費用 3,907千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	518,975株	82株	500,000株	19,057株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加82株は、端株の買取請求権に基づき単元未満株式の購入を行ったことによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少500,000株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分を行ったことによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	43,519
未払費用	6,226
代理店手数料戻入引当金	14,778
未払事業税	15,310
その他	1,621
繰延税金資産（流動）合計	<u>81,456</u>

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	68,736
減価償却超過額	48,707
資産除去債務	23,822
その他	4,636
小計	<u>145,903</u>
評価性引当額	<u>△120</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>145,782</u>

繰延税金負債（固定）

資産除去債務に対応する資産	△24,877
その他有価証券評価差額金	△37,585
繰延税金負債（固定）合計	<u>△62,462</u>
繰延税金資産（固定）の純額	<u>83,319</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主に保険代理店事業における支店設備（建物付属設備および工具器具備品）であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却方法

1. 重要な会計方針「(2)固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 2,234千円

1年超 828千円

合計 3,063千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱保険市場	所有 直接 100%	広告募集業務 の委託 管理業務受託 役員の兼任	資金の借入 および返済 (注) 2 支払利息 (注) 2 業務受託料の 受取 (注) 3	200,000 3,907 2,400	— — —	— — —
子会社	Advance Create Reinsurance Incorporated	所有 直接 100%	債務保証 役員の兼任	保証料の受取 (注) 4	2,622	前受収益	1,382

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の借入の取引金額は純額表示しております。

3. 兼務出向者の業務内容を勘案して、両社協議のうえで決定しております。

4. 子会社の信用状開設に伴うものであります。保証料率は信用リスクを勘案して決定しております。

2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	濱田 佳治	被所有 直接 8.7%	—	新株予約権の 行使(注) 2	203,200	—	—
役員	村上 浩一	被所有 直接 0.7%	—	新株予約権の 行使(注) 2	25,400	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 第6回新株予約権の行使によるものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 412円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 48円66銭

11. 重要な後発事象に関する注記

1. 株式給付信託（J-ESOP）の導入について

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対して、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 本信託の概要

- | | |
|--------|--|
| ①信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | みずほ信託銀行株式会社
（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| ⑥信託契約日 | 平成27年11月19日 |
| ⑦信託設定日 | 平成27年11月19日 |
| ⑧信託の期間 | 平成27年11月19日から信託が終了するまで
（終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。） |

(3) 本信託における当社株式の取得内容

- ①当初信託金額 303百万円
- ②取得期間 平成27年11月20日から平成27年11月26日
- ③取得方法 取引所市場（ToSTNeT）より取得

2. 自己株式の取得について

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得の内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 40,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合
0.36%）
- ③株式の取得価額の総額 50百万円（上限）
- ④取得期間 平成27年11月27日から平成28年3月31日
- ⑤取得方法 東京証券取引所における市場買付による
- ⑥買付方法 信託銀行に委託して買付

12. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」(以下、「ESOP信託」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

ESOP信託は、信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社株式に関する事項

①信託における帳簿価額は前事業年度75,623千円、当事業年度51,000千円です。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しておりません。

②期末株式数は前事業年度86,300株、当事業年度58,200株であり、期中平均株式数は、前事業年度101,464株、当事業年度69,952株です。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。